

議案第 37 号

平成 21 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成 21 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,330,389 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 330
	1 使 用 料	329
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		24,763,631
	1 財 産 運 用 収 入	45,066
	2 財 産 売 払 収 入	24,718,565
3 繰 入 金		2,465,867
	1 基 金 繰 入 金	1
	2 他 会 計 繰 入 金	2,465,866
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		560
	1 雑 入	560
6 市 債		2,100,000
	1 市 債	2,100,000
歳 入 合 計		29,330,389

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等 事業費		3,795,482 ^{千円}
	1 公共用地先行取得等 事業費	3,795,482
2 公 債 費		3,687,268
	1 公 債 費	3,687,268
3 諸 支 出 金		21,827,639
	1 繰 出 金	21,827,639
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		29,330,389

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得 事業	千円 2,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。